

No.2 公園の変更に関する案件概要

議第1294号 横浜国際港都建設計画公園の変更

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
近隣公園	3・2・302	戸部公園	西区中央一丁目	約0.8ha	運動広場、子供の遊び場等

(内容)

長期にわたり整備の見通しのたたない都市計画施設の存在が全国的に問題となっており、平成23年11月に改正された「都市計画運用指針」では、マネジメント・サイクルを重視した都市計画の考え方が示されています。

本市では、平成28年6月に改定した「横浜市水と緑の基本計画」において、長期未整備区域を含む都市計画公園・緑地について、対象となる公園・緑地ごとに求められる機能や役割を踏まえ、周辺のまちづくりとの整合などを図りながら計画の見直しを検討するとしています。

これらを勘案し、平成28年8月に本市における長期未整備区域を含む「都市計画公園・緑地の見直しに関する基本的な考え方」を取りまとめました。

本公園は、西区の中央部に位置する面積約0.8ヘクタールの近隣公園で、遊具のある広場に加えて、少年野球などのスポーツを楽しめる多目的広場などを備えています。

戦時中の強制疎開跡地を利用して昭和21年に戦災復興公園として都市計画決定し、昭和49年には都市計画公園の区域の見直しによる都市計画変更を行い、昭和57年に現在の公園管理区域で供用開始しています。しかし、都市計画公園の区域の一部に社寺などの私有地や道路を含んでいることから、直近の公開後20年以上の未整備区域を含む都市計画公園となっています。

このたび、「都市計画公園・緑地の見直しに関する基本的な考え方」に基づく検証を行い、長期未整備区域を廃止し、現在の公園管理区域と整合を図るため、都市計画公園の区域を変更します。あわせて、面積の変更に伴い名称を変更します。

議第1295号 横浜国際港都建設計画公園の変更

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
地区公園	4・4・501	弘明寺公園	南区弘明寺町及び六ツ川一丁目	約 4.4ha	プール、子供の遊び場、園路、広場、植栽

(内容)

長期にわたり整備の見通しのたたない都市計画施設の存在が全国的に問題となっており、平成 23 年 11 月に改正された「都市計画運用指針」では、マネジメント・サイクルを重視した都市計画の考え方が示されています。

本市では、平成 28 年 6 月に改定した「横浜市水と緑の基本計画」において、長期未整備区域を含む都市計画公園・緑地について、対象となる公園・緑地ごとに求められる機能や役割を踏まえ、周辺のまちづくりとの整合などを図りながら計画の見直しを検討するとしています。

これらを勘案し、平成 28 年 8 月に本市における長期未整備区域を含む「都市計画公園・緑地の見直しに関する基本的な考え方」を取りまとめました。

本公園は、南区の中央部に位置する面積約 4.4 ヘクタールの地区公園で、戦時中の防空緑地計画により昭和 16 年に都市計画決定し、昭和 33 年おおむね現在の公園管理区域で公開しており、公園内に自然の山林を残しながら、子供の遊び場、プール、展望台などを備えています。

しかし、都市計画公園の区域の一部に、隣接する社寺や鉄道、道路用地等を含んでいることなどにより、公園管理区域と都市計画公園の区域との整合が取れておらず、これまで土地の整理と区域の調整を行ってきましたが、直近の公開後 20 年以上の未整備区域を含む公園となっています。

このたび、「都市計画公園・緑地の見直しに関する基本的な考え方」に基づく検証を行い、長期未整備区域を廃止するとともに、隣接区域を追加し、現在の公園管理区域と整合を図るため、都市計画公園の区域を変更します。あわせて、面積の変更に伴い名称を変更します。